

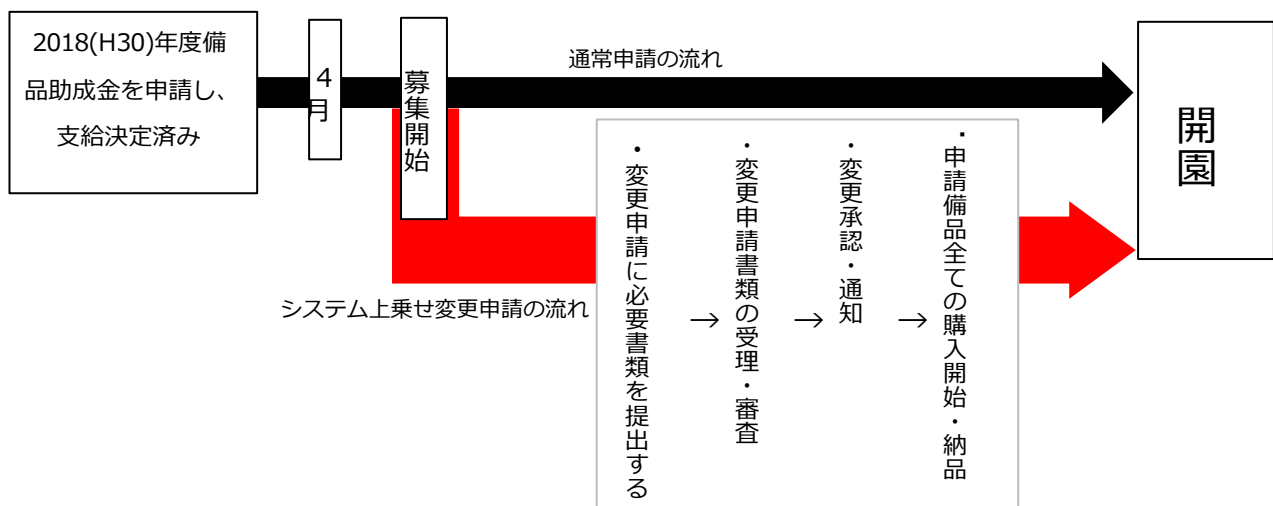
2018（H30）年度企業主導型保育施設設置促進助成金支給決定済み事業者様へ

2018（H30）年度に備品の助成金を申請した事業者に関しては、要件を全て満たす場合保育業務支援システム導入の上乗せ変更申請を行うことが可能です。

- 要件
- ① H30 年度備品の助成金を申請し、支給決定済みの事業者であること
 - ② 保育施設未開園の事業者であること
 - ③ ICT 上乗せ変更申請前の現時点でまだ保育業務支援システムを導入且つシステムに使用する機器を購入していないこと

<上乗せ申請から開園までの流れ>

- ① 2019 年度本助成金事業開始後、変更申請書、事業計画書、保育業務支援システム導入計画書、その他変更申請に必要な書類（カタログ、見積書等）を提出。
- ② 変更承認。事業者へ変更承認書の送付。
- ③ 変更承認日から開園日前日までに申請した保育業務支援システムの導入、システムに使用する機器の購入・納品。



- 注意点
- ・上乗せ申請時に保育業務支援システムを導入し、システムに使用する機器を購入済みの場合には申請いただけません。
 - ・変更承認後から開園日までに保育業務支援システムを導入し、システムに使用する機器を購入、納品してください。
 - ・変更申請から変更の承認までに2～3週間を要するため、余裕を持って申請してください。